平成２１年（フ）第９３５４号
神奈川県川崎市宮前区宮崎６丁目１番地４ファーサ宮崎台211、開始決定時の住所大阪府門真市宮野町16―11　ウイング21―405号室
破産者　内村　　寛
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３号
大阪府茨木市真砂１丁目21番20号、前居所大阪府高槻市唐崎北１丁目25番９号
破産者　山中　　昇
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５９号
堺市南区城山台３丁16番16号
破産者　田村　昭市
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０２号
大阪府守口市藤田町４丁目43番２号、前住所大阪府守口市大日東町31番１号
破産者　吉川鉄工所こと　山口　寛人
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１７２８号
大阪府松原市岡５丁目10番30号
破産者　岡澤　佐八
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第１９２０号
堺市中区福田270番地９、開始決定時堺市中区福田770番地10
破産者　朝倉　　勉
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１２７１号
大阪府大阪狭山市大野台１丁目31番31号　中山亨方、住民票上の住所大阪府大阪狭山市大野台２丁目28番18号
破産者　多田　英雄
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
堺市東区日置荘西町３丁５番18号
破産者　添松　欣子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
大阪府富田林市大字彼方1327番地50、前住所大阪府河内長野市南貴望ケ丘９番19号
破産者　河野　宏志
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１１２号
堺市南区宮山台１丁１番７号、営業所大阪市中央区粉川町３―４―101
破産者　三協薬品大阪こと　篠塚　利治
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６２６号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目19番４号、開始決定時の住所大阪府河内長野市南花台７丁目７番４号
破産者　神田　眞三
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６２７号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目19番４号、開始決定時の住所大阪府河内長野市南花台７丁目７番４号
破産者　神田百々子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
大阪府富田林市美山台７番２―613号
破産者　松本　秀雄
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
堺市西区浜寺石津町中５丁14番16号
破産者　中井　芳貴
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字出上25番地２
破産者　福本　公博
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１８号
鳥取県倉吉市和田793番５地
破産者　谷本　和範
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２３号
愛媛県西条市三津屋東37番地20　共栄コーポ201号、住民票上の住所愛媛県新居浜市垣生５丁目６番３号
破産者　渡辺幹雄こと　村岡　幹雄
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部